

# 仏教徒の教育勅語衍義書について

—特に真宗系を中心に—

日本大學教育制度研究所助手  
大倉精神文化研究所研究員

三宅守常

はじめに

一 仏教徒による勅語衍義書の出現とその背景

二 教義的根拠と引用仏典

(イ) 多田賢住『普通勅諭演讃』

(ロ) 赤松連城『勅語衍義』

(ハ) 東陽田月『勅語奉体記』

(ニ) 太田教尊『勅語と仏教』

(ホ) 寺田福寿『教育勅語説教』

(ヘ) 土岐善静『教育勅語通俗説教』

三 三つの類型

おわりに

はじめに

明治二十三（一八九〇）年十月三十日、教育勅語（以下、勅語と略称する）が渙発されて丁度一世紀を数える。しかし、勅語そのものは別に於て、その解釈書、いわゆる勅語衍義書と呼ばれて渙発後に陸続として刊行された数多くの衍義書群については、今日まで純粹な意味で冷静に学問的に研究されてきたかという点になると、疑問を感じざるを得ない。すなわち、勅語成立の教育史的・政治史的な研究はすでになされているが、その後の勅語衍義書の研究となると、これは勅語自体の効果に關すること、つまり必然的に勅語普及にかかわる問題として映ずるわけである。その結果、これを近代思想史の視点でみるかぎり、結局はこれを是とするか、あるいは反対に特定の思想的立場に立つ否定志向によつて一括して否として処理し位置づけるか、のいずれかになる傾向が多かつた。よしんば研究対象となつても、各々主張するところの単に傍証材料か、附加的素材として意識されるだけであつて、個々の衍義書の一字一句にいたる内容分析や執筆者などに関する研究はきわめて少ない。端的に言へば、勅語衍義書については従来いずれの立場でもきわめて主観的な研究しかされず、仔細な検討をふまえた客観的な研究は少ないという状況である。翻つて考へれば、勅語は結局個人の心の問題に帰着するため我田引水的なものも多く、本来的には衍義書の存在などはあまり意味がないという考へ方がある。また、当時の思潮を顧慮すれば、内容的に本音が我田引水的で建て前論的であつても、はしがたいという見方もなくはない。が、果してそうであらうか。たとへ内容が我田引水的で建て前論的であつても、逆説的に言へば、それこそが時代思潮や世相を如実に反映する一種の鏡であり、時代を例証する材料となるのではないだらうか。つまり、勅語衍義書の仔細な客観的研究こそが善くも悪くも実は近代—明治期—の思想史の実態を浮きほりにする格好の素材となり得ると思うのである。敢えて言うならば、これを従來の立場とは少しく異なつた第三の立場<sup>(1)</sup>と言つてよいかもしれない。

かかる視点と立場をもつて、筆者は仏教徒による勅語衍義書を通して明治中・後期の仏教界の動向の一斑をうかがう作業を従來試みてきた。よつて本稿では、これら仏教徒による勅語衍義書を整理し、中でも当時勢力が大であつた

真宗系の勅語衍義書に焦点をしぼり、仏教（真宗）と世俗倫理（勅語）との関係、およびその教義的根柢の考察などを通して仏教の世俗化にともなう仏教倫理と通俗道徳との関係などについて検討してみたい。

## 一 仏教徒による勅語衍義書の出現とその背景

勅語衍義書は明治期だけに限定しても相当数刊行されていて、学校用テキストとなつてゐるもの、ある地域だけに回つたものも含めると正確な実数はとても把握しがたい。しかし、ほぼその大半を蒐集し翻刻収録したとされる『教育勅語関係資料』全十一巻（日本大学教育制度・精神文化研究所発行、昭和四九年—同五八年）によれば、総計一六六種<sup>(2)</sup>が存する。

時期的には勅語渙発後一年を経た明治二十四年九月、文部省の依頼による半ば公的意味（国家推薦）を持つ井上哲次郎の『勅語衍義』が刊行されると種々様々な分野からの衍義書が急速に刊行されてくる。

この著述者達を分野別にみれば、帝国大学・高師・女高師・師範・尋常小・中などの学者や教育者が最も多いが、それ以外にも国学者・漢学者・儒学者・神官や神道家・僧侶や在俗居士の仏教徒、珍らしいところではキリスト教（ロシア正教）の牧師や心学（石門心学）者などの思想界・宗教界の人物もいる。

では何故仏教界からも出現したのか、という理由について箇条的にみてみよう。

先ず第一点目として、勅語そのものが有する内容的性質が挙げられよう。教育史・思想史の視点で言えば徳育論争の一種の終結点として勅語が登場することになるが、起草の中心人物の一人であつた井上毅は熟慮の末、勅語起草の心構え七ヶ条（明治二十三年六月二十日付「教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見」）を提出する。それによると、

第二、此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子ト

ナルベシ

第三、此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ……

第五、漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ

第七、世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ<sup>(3)</sup>

と、特定の哲学理論や宗教上の争いになるような言葉は使用すべきではないと考えたのである。勿論、これらの点を克服し満足させることは容易ではなく、井上自身、

此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ実ニ十二楼台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟<sup>(4)</sup>と、かなり苦慮しているが、その結果としての勅語の内容は、神儒仏から東西の哲学や倫理思想を考慮し、いずれにも偏しない中立的立場をもって日本の風土で醸成されてきた道德観や国家観を明確に顕現化したのである。ということは、種々の立場からのアプローチが可能であったということである。逆説的に俗な表現をすれば、種々の分野や立場からの我田引水ができるようにつくられたのが勅語であったということでもある。したがって、仏教徒の勅語へのアプローチ、すなわち、勅語衍義書も本質的に可能であったわけである。

第二点目に、当時の仏教界の置かれた状況、を挙げることができる。維新後の廃仏毀釈を打開する一つの傾向として、仏教界では護法即護国の論を展開して当時の仏教国害論や僧侶遊民論を払拭しようとする「仏法国益論」の系譜があった。すなわち、それが勅語渙発に出会えば維新以来の教勢挽回、失地回復の絶好の機と考えて勅語に接近し、仏教倫理と世俗倫理の合致を衍義書によって示し、歴史の実績面を根拠に仏教の有用性を唱えるのは必然的な成りゆきであった。制度的にみても、初期はキリスト教防止政策の一環として仏教は神道と共に教部省に組込まれるが、明治八年大教院離脱、神仏合同布教差止、信教自由の口達、同十五年神官教導職兼補廢止と、次第に当面の課題であった神道と離れてゆく。そして条約改正、内地雜居、帝国憲法による信教自由の問題などに関連して、今後は異教防禦

というキリスト教排撃面に仏教徒の主たる目標が転換していった。勿論、この破邪（キリスト教排撃）が顕正（仏教の存続維持）につながるという思想は仏教の伝統的姿勢でもあったが、この時期、特に勅語という強力なインパクトによって、他への攻撃排除が自身の正当性を立証するという傾向をより強めていったことは否定できない。その具体的な行為の一つの結果として仏教徒による勅語衍義書があらわれたのである。

第三点目として、これは第二点目と表裏一体の關係を持つてゐるが、勅語渙發後から起つたキリスト教徒による一連の不敬事件（内村鑑三や熊本英学校事件、八代高等学校事件等）、それに続く井上哲次郎とキリスト教徒との間に惹起した「教育と宗教の衝突」論争を直接的要因として挙げる事ができる。周知のごとく、これは日本の国體に関するキリスト教の立場についての井上哲次郎の批判（「教育時論」二七二号 明治二十五年十一月五日）、それに対するキリスト教側の反論から端を發した両者の論争であるが、この状況に対して仏教（全仏教界の意ではない）は第二点目で述べた事情を考えれば黙している筈がないわけで、この論争に言わば便乗するかたちで井上擁護の側に立つて絶好の機会としてキリスト教攻撃を展開するのは必然的な傾向であつたといえよう。

これらを一言に約して言うならば、教勢回復を狙う仏教にとつて自己の教理からも解釈可能な勅語が登場し、その勅語に対して常に敵對關係にあつたキリスト教が問題をおこしたとなれば、護法即護國意識を証明するためにも、たとえそれが仏教界のわずか一部であつたとしても勅語に接近してゆくのは必然的な歸結であつた、というような思想的背景が存したということである。島地大等は『明治宗教史』において、

明治二十三年の国会開設も、教育勅語も、仏教は、基督教と共に、無関心態に立ち得ないものであつた。得ないにしても、如何ともすることも出来なかつた。<sup>(5)</sup>

と概観し回顧しているが、仔細にみればこのような傾向が存したことも見逃してはならないであろう。

このような状況下において仏教徒による勅語衍義書があらわれてきたのであるが、一体それは數量的に何種ほど

あったのか、この点について前述の明治期一六六種の範囲内に一応限定し、仏教徒の勅語衍義書だけを抽出してみた。  
それが左の表Iである。

(表I)

No	書名	著述者名	発行年月	発行所ある いは発行者	宗派等
①	〔普通勸諭演讀〕 〔教育勸諭演讀〕	多田賢住	明治24・3・18	開導書院	真宗本願寺派
②	〔勅語衍義〕	赤松連城	同 24・4・2	清水精一郎	真宗本願寺派
③	〔日本倫理学案〕附〔勅語略解〕	井上円了	同 26・1・7	哲学書院	通仏教系
④	〔勅語と仏教〕	加藤熊一郎(咄堂)	同 26・1・23	護法書院	在家 禪系
⑤	〔勅語奉体記〕	東陽円月	同 26・4・29	阪本樸次郎	真宗本願寺派
⑥	〔勅語と仏教〕	太田教尊	同 27・2・10	哲学書院	真宗大谷派
⑦	〔教育勸諭説教〕	寺田福寿	同 28・6・20	法文館	真宗大谷派
⑧	〔教育通俗説教〕	土岐善静	同 33・3・31	其中堂書店	真宗大谷派
⑨	〔教育勸諭義解〕	釈雲照	同 33・5・8	目白僧園	真言宗
⑩	〔教育勸諭の淵源〕	釈雲照	同 34・12・28	金港堂	同右
⑪	〔勅語玄義〕	井上円了	同 35・10・31	哲学館	通仏教系
⑫	〔勅教(語)玄義〕	田中巴之助(智学)	同 38・2・1	天業民報社	在家 日蓮系
⑬	〔日本教育の本義〕 〔国民教育の本義〕	釈雲照	同 41・3・30	夫人正法会	真言宗

井上円了の③は明治三十三年にこれを単著として刊行しているが、内容は同じなので早い時期の意で③として表示した。④の内容は厳密にみれば衍義書として問題があるが、勅語中の諸徳目との関連で多少論述した部分もあるので一応この中に入れた。

一六六種のうち、仏教徒による勅語衍義書が計一三種ということは全体の約八%にあたる。

人数的にみれば、井上円了が二冊、釈雲照が三冊あるので、仏教徒による勅語衍義書の著述者は、多田賢住・赤松連城・井上円了・加藤咄堂・東陽円月・太田教尊・寺田福寿・土岐善静・釈雲照・田中智学の計十名(表Iを参照)さらに、この十名を出家・在家の別、および宗派別にみると左のごとくとなる。(表Iを参照)。

○出家者

真宗本願寺派(西) ↓多田賢住・赤松連城・東陽円月の三名

真宗大谷派 (東) ↓太田教尊・寺田福寿・土岐善静の三名

真言宗 ↓釈雲照の一名

計七名

○在家者

井上円了(通仏教系)

加藤咄堂(禅系)

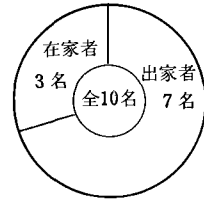
田中智学(日蓮系)

計三名

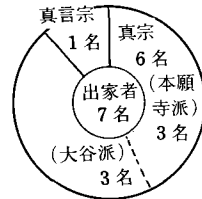
井上円了は承知のごとく、大谷派の出身ではあるが、その活躍した内容よりみて在家的な通仏教系とすべきであり、田中智学もこの時点ですでに脱宗しているので、ここでは在家者の中に入れた。

これをわかり易くしたのが、図Ⅰ・図Ⅱ・図Ⅲである。

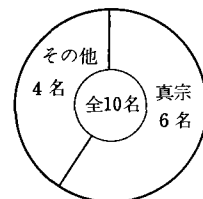
(図Ⅰ)  
勅語衍義書を書いた  
仏教徒の出家・在家区分



(図Ⅱ)  
勅語衍義書を書いた  
出家者の宗派別区分



(図Ⅲ)  
勅語衍義書を書いた  
真宗僧侶とその他の区分



すなわち、全一〇名のうち、出家と在家の割合は七対三(図Ⅰ)であり、当然のことながら出家者の方が多いことが一目瞭然となる。また、出家者だけによる宗派別の点では全七名のうち、真宗(本願寺派三名・大谷派三名)が六名、真言宗が一名で、圧倒的に真宗が多い(図Ⅱ)。これは出家・在家を合わせた全一〇名のうちでも六割(図Ⅲ)を占めていることになり、いかに真宗系の僧侶達による勅語衍義書が多いかがわかるであろう。

では何故、真宗系の勅語衍義書が多かったのであろうか。

これは教義的にみれば、元来が出家中心主義の真言宗等とは異なり、発生当時から、そしてまた、特に近世江戸期にいたって、次第に妙好人などの存在や生き方を教団が強調してきたことからわかるように、信仰集団の主役は出家側にあるのではなく、あくまで世俗の中の信仰生活を実践する在家の側に存するという在家中心主義の仏教であったことに起因するのである。これは肉食妻帯の点からもわかることである。そして在家仏教を標榜するかぎり、出世間の道ではなく、日常生活における倫理性、道徳性をともなった精神生活という側面が重要となる。したがって、世間道徳を明示した勅語とは同一の地平に立脚することができるわけである。真宗系の勅語衍義書が多い最大の要因は、このあたりに求めることができるであろう。



さらに、もう一つの理由が考えられる。それは真宗、特に本願寺派と明治政府の要路の関係の深さ、という点である。江戸期に大谷派は徳川幕府と関係が深かったが、反対に本願寺派は長州と関係が深かった。そして、長州出身の維新の志士達は倒幕から新政府へという政治方面で活動し、同じく長州本願寺の末寺僧達（島地黙雷・赤松連城・大州鉄念等）は京都の本山改革の方面においてそれぞれ活躍していて、一見別のようにみえるが、実は元々は仲間であり同志であった。つまり、当時の本願寺派の首脳と明治政府の要路者はきわめて密着した関係を持っていて、いわゆる裏で通じているのである。したがって、明治政府の政策に対していち速く反応し対応し得たのは真宗、特に本願寺派であった。この点を表Iでみると、

- ①が明治二十四年
- ②が同 二十四年
- ⑤が同 二十六年
- ⑥が同 二十七年
- ⑦が同 二十八年
- ⑧が同 三十三年

と渙発後十年の間に真宗系は刊行されていて、その対応、反応の早さを如実に示しているが、さらに言えば、その中でも①②⑤が本願寺派、⑥⑦⑧が大谷派と、丁度大谷派が本願寺派のあとに続くという状況となっていて、この点からも本願寺派の対応する姿勢の早さを立証することができるであろう。

一般に明治期の仏教界をリードしたのは真宗（特に初期は本願寺派）であったと言われるが、その所以の一端はこのあたりからも充分に看取できるであろう。その意味でも真宗系の勅語衍義書の量と早さの事実は、明治仏教史の裏面におけるひとつの典型であったと言える。真宗系の勅語衍義書を取りあげる理由は、実にこの点に存するのである。

## 二 教義的根拠と引用仏典

では、真宗系僧侶の勅語衍義書の著述者(六名)は、いかなる立場で、いかなる教義的根拠や仏典の根拠をもって、仏教と勅語の関係を説示したのか、という点について順次みてみよう。なお、この六名の各衍義書については、すでに個別に論述し発表している<sup>(6)</sup>ので詳細はそちらに譲り、ここではそれらを踏まえて要点だけを整理してみる。

### (1) 多田賢住「普通勅諭演讀」

仏教徒による勅語衍義書の嚆矢とすべきはおそらく本書(澳発後五ヶ月程度であり、井上の「勅語衍義」より半年も前である)であろう。これは、刊本、洋装、仮綴の四六版型で全三十一頁である。

多田賢住は東京築地の浄土真宗本願寺派真光寺(震災後、現在地の大田区萩中に移転)住持二十三世で天保二(一八三一)年の生れ。維新後、福田行誠・鵜飼徹定らと諸宗同徳会盟に参画し、また大教院議事、築地寺務布教課長、真宗局議事、府下教導職取締となる。「白蓮教会」や「令女教会」にもかかわり、他方、監獄教誨活動にも長年にわたって尽力し、また明如宗主の命により九条節子姫(のちの貞明皇后)に内々で御進講申しあげたほどの当時の築地地中では筆頭の学匠であった。七十八才で勸学職となり、明治四十三(一九一〇)年三月二十二日八十二歳で示寂した。諡号は示法院。文筆活動は決して多くはないが、宗乘に明るく、社会教化にも通じた僧であった。

次に内容中、仏教的根拠について説く箇所だけを拾うと、先ず、

又云儒五常、仏五大と、又云仏五善と云云す、此倫常は仏説過度人道經の、五大善を以て所以とし給ふならん、

此經仏法東漸のはじめ、宮中講經の最初なれば、皇室に最とも御田緒あり、而して彼經の五大は、実相為体、因果為宗中の、一人道実相の因果を広説するなり、凡そ彼經の明すところの大意は、人倫を全ふするの身は、人常を守るの心より成ずると<sup>(7)</sup>

と述べ、儒の五常は「過度人道経」(呉 支謙訳)、すなわち「無量寿経」系の『大阿弥陀経』所説の五善(五大善)と同義であるとする。この五善とは五善五悪のことで、在家五戒(不殺生戒・不偷盜戒・不邪淫戒・不妄語戒・不飲酒戒)その他の諸過)の遵守が五善、これに違背するを五悪とする。何んとなれば、これを世俗倫理としての五常(仁・義・礼・智・信)にそれぞれ比定すると、殺生は不仁の至極、偷盜の最たるは不義、邪淫は不礼の極み、妄語は不信から発し、飲酒等は無智の故、だからである。よって、また逆に言えば、仁<sub>II</sub>不殺生・義<sub>II</sub>不偷盜・礼<sub>II</sub>不邪淫・信<sub>II</sub>不妄語・智<sub>II</sub>不飲酒等、となり、五善は五悪の反対として五戒を守る五正行であり、同時に五常でもあるという仏教の教説に基づく論法を根拠にして、仏教(ここでは五大善)と勅語(五常の遵守)との関係一致を主張している。

次いで、

故に慧燈大師は内心に深く、仏語を信じ、外に仁義礼智信を守り、王法を以て本とせよ、是真宗の教憲なりとの給<sup>(8)</sup>ふ。

と述べ、真宗教学の真俗二諦論の中でも国法を遵守し、人道を履行する世俗の道德的方面を規定した教法である俗諦教義を前面に出し、『蓮如上人御文章』中の消息や『改邪抄』等を引用して、この王法為本、仁義為先が親鸞以来の真宗教義の伝統であり本質であると述べる。したがって、多田にとってはこの勅語こそが、

其王法とは、今回の御勅諭是なり<sup>(9)</sup>

と把握したのである。多田はさらに宮中の「御黒戸」の存在をもって仏教と皇室の歴史的関係の深さを強調するが、要するに、仏教の民衆に対する渗透度という歴史の実績を主張した上で、王法為本、仁義為先という自派教義に根拠を置き、五善五悪(五戒の遵守)という教理をもって仏教と勅語の関係を力説したのである。

また書名には「普通教育」とあるが、内容は仏教術語がきわめて多く、自派臭も濃厚である点からみて、多田の場合は自派教義を根拠に仏教と勅語の関係を説く、伝統的宗乘の立場であったといえよう。

(四) 赤松連城「勅語衍義」

赤松連城は天保十二（一八四一）年に生れ、仏門に入り、縁あつて周防国徳山の真宗本願寺派徳応寺に入寺、維新後海外留学、帰朝後は本山の中枢に在つて幅広く活躍したことで有名である。明治三十六年勸学職となり、大正八年示寂。年八十。

本書は刊本、洋装、絲綴で全二十八頁。これは同朋子弟が対象となつてゐるようで、その立場も、

吾儕宗教ニ従事スル者、其ノ責任タル、道徳ノ衰頹ヲ挽回シ、群類ヲシテ心ヲ至道ニ安シ、身ヲ至徳ニ致サシムルニ在リ、願クハ同朋ト共ニコレヲ勉メント云爾<sup>(10)</sup>

と述べるように、仏教という特定の宗教ではなく、あくまで一宗教者としての立場や責務において世俗の道徳問題にたずさわるといふ意識が濃厚である。それは本書中に仏教術語がほとんどなく、敢えてあげても「同朋」「因果感応」「開導」程度であることから首肯される。したがつて、仏教についての記述も「斯ノ道」の衍義箇所、

斯ノ道ハ儒仏ノ至理ヲ該撰スルノ大道ニシテ、儒仏ヲ排斥スルガ如キ小道ニアラザルナリ<sup>(11)</sup>

あるいは、

儒仏ニ教ノ我カ邦ニ入り、忠恕ヲ説クガ如キ、博愛ヲ教フルガ如キ、世道人心ヲ維持スル、其ノ功頗ル多シト雖<sup>(12)</sup>  
モ……

と、あくまで輔翼的役割りであると述べる程度であつて、教義的根柢や仏典の引用はまったくない。敢えて言うならば、宗教と徳育の重要な関係を述べている程度であらうか。また、仏教を指して「慈悲」と言わず、勅語中の「博愛」といふ言葉を用いて表現している点などからみて、赤松は敢えて意識して仏教色を出さなかつたとみるべきであらう。これは他の仏教徒による衍義書にはみられない特徴であつて、この点より、一宗教者として仏教（宗教）と勅語（道徳）の関係を説く立場であつたとしてよいだろう。

(ハ) 東陽円月「勅語奉体記」

東陽円月は文政元（一八一八）年、豊前国宇佐郡封戸村水崎（現在は大分県豊後高田市水崎）の真宗本願寺派西光寺に生れ、真宗豊前学派の大家であった月珠（一七八五—一八五六）に宗乗を学び七十才で勸学職となるが、丁度明治二十三年勅語渙発の年、本山の安居本講で一念滅罪論<sup>(13)</sup>（二益法門）を説いたとして安心調理され、安心に不正はないが義解穏かならず、として停講となった。爾来、自坊にある東陽学寮（私塾の学寮で大正年代に閉鎖）で後進の指導にあたり、各地に巡錫して教化活動をし、明治三十五年十二月十七日、八十五歳で示寂。享寿八十五、諡号浄満院。宗乗においてはあらゆる論題に一家の見識を有する明治期における宗学の大家の一人であった。著述はかなり多く、判明するだけでも九十六種（刊行されたのは三十七種程度）を数え、傾向は宗乗の中でも特に「真俗二諦論」に関するものが多いことが特徴である。

本書は刊本、洋装、仮綴で全三十一頁。内容は「初二国体ト政体トノ關係ヲ弁ス」「次ニ政体ト教育トノ關係ヲ弁ス」の前後二段より成り、後段が勅語の衍義部分となっている。すなわち、その後段において治国の世道人心の維持は、

彼三綱五常ノ名ヲ仮リ来テ人道ヲ教ヘ玉フ又神道固ヨリ勸善懲惡ノ教アリト雖仏教ノ因果業報ノ理ヲ取り来テ人ヲシテ善道ニ進マシメ玉フ<sup>(14)</sup>

と儒の三綱五常、仏の因果業報の理を長として入れ、逆に短所として採り入れなかったのは、

儒ニハ禅讓放伐ノ蹤アリ仏ニハ不拜王公ノ儀<sup>(15)</sup>

で、これによって三教和合してきた、と仏教の実績を述べる。

次いで一転して、

彼洋教ノ如キハ独一ノ真神ヲ捏造シテコレヨリ外ニ神ナシソノ神アリト云モノハ仮神ニシテ真理ニ非ス真神ヲ崇

メテ大君トシテ帝王ヲ以テ仮ノ君ト云フ是則ソノ安心ノ性質國体ニ反対スルヲ以テ<sup>(16)</sup>

と述べ、不敬事件をあげてキリスト教排撃をし、神官の僧侶排斥、仏教内部の不和を止めて神仏二教が協和して洋教防禦にあたるべき、と弁ずるが、それは維新以来の一般的なキリスト教批判と同質のものであり、仏教と勅語の関係など特徴とすべきものは本書には何も見出せない。

東陽円月の著述は真俗二諦に関するものが多いという傾向からみて、本書は勅語が王法世間門、すなわち真宗にとつては俗諦教義の典型として存することを明示するためであったことは容易に想像できる。そこで、東陽の説く俗諦教義、つまり、一念滅罪論に少しく立ち入ってその言わんとするところをみる必要がある。

一念滅罪とは信後の造罪の有無のことで、信の一念によって人正定聚不退転となれば心相は憶念相統によって地獄行きの機ではなく日々浄土へ向う姿であつて滅罪生善の徳は我が身のものとなる、ということ、要するに信仰者が「信」の一念を得た上は、たとえそれが密なる益ではあつても、法徳を得るという理念上にとどまらず、衆生が実際に顕なる益として現実生活の場においてそれが發揮顕現されるとする考え方である。これは教学的には「体滅相存説」と言うが、宗義の正意はあくまで滅罪の利益は実際には極樂往生して得るものとするので、東陽の義解は「滅度密益の邪義」として前述のごとく調理判定されたわけである。しかし、東陽の勅語へのアプローチの特徴は、この「滅度密益」の義解を俗諦教義の王法との関係でとらえ、勅語中の人倫道德に結節させて説いたところにある。『二諦妙旨談』続編ではこの点を明確に、

次に政化の裨益を成する否やを論せは至徳具足も転悪成善も密益にして全現には非ざるも自ら外相に少しく顕現するものなれば……その密益外相に顕はれて王法仁義の俗諦の行状を成するの義なりと云ふへし此乃政化の裨益を成するに非すや<sup>(17)</sup>

と述べて、たとえ密益ではあつても外相、すなわち日常生活にわずかでも顕われたならば、それが勅語に世俗道德の

遵守につながると主張したのである。

要するに、東陽円月にとつての仏教と勅語の関係は、自派教義の王法為本を前提に、真宗教学の一論題である一益法門に立脚して一念滅罪による密益の日常実践生活への顕現化が俗諦門としての勅語に合致するという論法から導出されたものであった。よつて、東陽円月の場合はかなり変則型ではあるが、一応自派教義の伝統的宗乗からの立場であつたといえるだろう。

## (二) 太田教尊「勅語と仏教」

太田教尊は明治二(一八六九)年、岐阜県海津郡石津村(現在は海津郡南濃町太田)の真宗大谷派願海寺に生れ、同二十二年上京して創立当初の哲学館に入り(普通科)、高等下級科、高等上級科と進み、同二十五年、二十四歳で卒業(第三期生)した。井上円了をはじめ清沢満之、多田鼎、佐々木月樵らとも交際があつたといわれる。その後は民間に務め、大陸にも渡るが、のち郷里の寺を嗣ぎ大正二年十一月二十一日自坊で示寂した。年四十五。丁度明治期そのものを生きた僧であつたが社会的には無名に近い。しかし、この勅語衍義書一冊で太田の名が後世残つたのである。

本書は四六版で全三八五頁。哲学書院の発行でこの点からも井上円了との関係が理解できる。本文は南条文雄と大内青鸞、校閲は島田蕃根である。内容は、「緒論」・「勅語衍義」・「王法編」・「忠良編」・「孝順編」・「倫常編」・「雑編」より成るが、「王法編」以下の各編は実は資料編として資料のみの揭示で三百数十頁あるので、太田自身の本文は「緒論」と「勅語衍義」の計六十一頁分である。

内容は仏教と国家の関係について『四十華嚴』の「入不思議解脱境界普賢行願品」中の、賢王が種々の徳を具有し、正法に依住して国を治め、悪人を治罰し、善人を安撫すること甘露のごとく、種々の方法をもつて万民を調御し、孤弱を撫育し、民をして永く悪(十不善業)を捨て、善(十善業)をなすことを得せしめることを説く<sup>(18)</sup>段を根拠にして、一切衆生および器世界の安立護持は国王の徳によるとして、

されば仏教が国家を無みせざることの明白なるのみならず治国育民の方法を説くこと殊に剴切なるものあり<sup>(19)</sup>

と主張し、「孝」の衍義箇所では「玉耶女経」「善生子経」「六方礼経」「優婆塞戒経」「雜宝藏経」等をあげて仏教の人倫を重視する所以を説き、「恭儉」を仏教的に言えば「自利行」、「公益・世務」は「利他行」のことであると把握している。さらに「国憲・国法」の衍義箇所では「無量寿経」所説の「五善五惡」、「摩訶摩耶経」の、

世間之人犯於王法。罪応及死閉在囹圄<sup>(20)</sup>

の一文も引いて仏教の説く王法は現実の国法を無視しない所以を述べ、「一旦緩急」の箇所では、

而他方賊来而侵逼其国。自界叛逆而掠領其他。豈不驚哉。豈不駭哉。失国滅家。何所遁世。<sup>(21)</sup>

と「立正安国論」を引用して仏教の目的と勅語中の諸徳目の一致や仏教国益の考えを強調している。

しかし、本書の一大特徴は何といつても資料編に存する。これは仏教が世俗道徳を重視することを示す三国（印度・中国・日本）の仏典を掲示したものである。たとえば、最初の「王法編」では国王の徳や治国育民などについて「経律論抄出」と題してこれを説く仏典（印度）を順次抄出してその該当箇所を掲げ、次に「和漢諸大徳撰述抄出」と題して同じくこれを中国・日本の仏典に求め抄出して順次掲示するという具合である。以下、多少長きにわたるがその書目を列挙してみる。

### ○王法編

「経律論抄出」

「八十華嚴経」「四十華嚴経」「地藏十輪経」「葉師如来本願経」「金光明最勝王経」「大樹緊那羅王経」「大方便仏報恩経」「六度集経」「太子慕魄経」「前世三転経」「勝軍王所問経」「諫王経」「仏為勝光天子説王法経」「仁王経」「大薩遮尼乾子経」「大般涅槃経」「摩訶摩耶経」「梵志問種尊経」「正法念処経」「自愛経」「李経」「天王太子辟羅経」「賓頭盧突羅闍為優陀延王説法経」「雜宝藏経」「法句譬喻経」「王法正理論」「王法政論経」



「和漢諸大德撰述抄出」

「翻訳名義集」「護法論」

「興禪護國論」「秘密曼荼羅十住心論」「立正安國論」「宗門無尺灯論」「性靈集」「秘藏宝鑰」「正法眼藏弁道話」

「正法眼藏隨聞記」「玲瓏隨筆」「十善法語」「梅尾明惠上人伝記」「夢中問答」「仏法護國問答章」

○忠良編

「經律論抄出」

「八十華嚴經」「四十華嚴經」「大宝積經」「菩薩行經」「無量壽經」「過度人道經」「須頼經」「觀無量壽經」「維摩詰所說經」「維摩詰經」「心地觀經」「普曜經」「菩薩本行經」「六度集經」「太子須大拏經」「仏為勝光天子說王法經」「大薩遮尼乾子經」「摩訶摩耶經」「輪王七宝經」「孝子經」「自愛經」「四願經」「李經」「天王太子辟羅經」  
「賓頭盧突羅闍為優陀延王說法經」「雜宝藏經」「法句譬喻經」「瑜伽師地論」

「和漢諸大德撰述抄出」

「緇門崇行録」「阿弥陀經疏鈔問弁」「阿弥陀經疏鈔事義」「唐釈教文」「彦悰福田論」「山房雜録」「緇門崇行録叙」  
「輔教編」「序文義」「觀念法門」「護法論」「大唐西域記」  
「人天宝鑑」

「教行信証」  
「宗門無尺灯論」  
「信施論」  
「末法灯明記」  
「性靈集」  
「三教指帰」  
「秘藏宝鑰」  
「元選禪師語録」  
「開目鈔」  
「御消息集」  
「蓮如上人御一代聞書」  
「実悟記」  
「蓮如上人御文」  
「蓮如上人九十個条」  
「正法眼藏」  
「正法眼藏隨聞記」  
「玲瓏隨筆」  
「十善法語」  
「梅尾明惠上人伝記」  
「夢中問答」  
「鉄眼禪師仮名法語」  
「破邪顯正鈔」

○孝順編

「教律論抄出」

「八十華嚴經」  
「四十華嚴經」  
「六十華嚴經」  
「菩薩本業經」  
「諸菩薩求仏本業經」  
「大方広如來不思議境界經」  
「大

寶積經」「無量壽經」「父子合集經」「菩薩行經」「日子王所問經」「觀無量壽經」「地藏十輪經」「大集會正法經」  
「維摩詰所說經」「不思議光經」「心地觀經」「六度集經」「睽子經」「孟蘭盆經」「諫王經」「教化地獄經」「弁意長者子經」「妙法蓮華經」「大薩遮尼乾子經」「大般涅槃經」「摩訶摩耶經」「中陰經」「增一阿含經」「阿遮達經」「賴吒和羅經」「護國經」「長阿含經」「六方禮經」「仏開解梵志阿闍經」「本事經」「興起行經」「正法念處經」「餓鬼報心經」「善惡所起經」「末羅王經」「四天王經」「進學經」「孝子經」「父母恩重經」「父母恩難報經」「淨飲王般涅槃經」「李經」「雜寶藏經」「梵網菩薩戒經」「地藏菩薩本願經」「摩訶僧祇律」「毘奈耶律」「彌沙塞律」「大乘寶要義論」

「和漢諸大德撰述抄出」

「蘆山蓮宗寶鑑」「輔教編」「安樂集」「序文義」「護法論」「梵網經古述記」「法苑珠林」「釈氏要覽」「人天寶鑑」  
「孟蘭盆經疏」「諸經要集」「山房雜錄」「緇門崇行錄叙」「竹窓隨筆」「僧訓日記」「阿弥陀經疏鈔事義」「竹窓二筆」「唐釈教文」「孟蘭盆經疏序」「菩薩戒經義疏」「仏祖統記」「緇門崇行錄」

「秘密曼荼羅十住心論」「選択集」「十法界明因果鈔」「信施論」「性靈集」「三教指帰」「元選禪師語録」「開目鈔」  
「最須敬重絵詞」「実悟記」「正法眼蔵」「玲瓏隨筆」「十善法語」「蓮如上人九十個条」「夢中問答」「報恩記」「夢遊集」

○倫常編

「經律論抄出」

「八十華嚴經」「六十華嚴經」「菩薩本業經」「修多羅了義經」「大宝積經」「平等覺經」「無量壽經」「過度人道經」  
「須摩提經」「莊嚴經」「觀無量壽經」「葉師如來本願經」「觀仏三昧海經」「思益梵天所問經」「六度集經」「睽子經」「教化地獄經」「弁意長者子經」「妙法蓮華經」「大薩遮尼乾子經」「玉耶女經」「阿遮達經」「閻羅王五大使者

經」「善生子經」「六方禮經」「仏開解梵志阿闍經」「本事經」「興起行經」「遺教經」「餓鬼報心經」「長者子懊惱三  
処經」「所欲致患經」「忠心經」「李經」「雜寶藏經」「梵網菩薩戒經」「優婆塞戒經」「四十二章經」「地藏菩薩本願  
經」「提謂經」

「和漢諸大德撰述抄出」

「摩訶止観」「警世」「禪林宝訓」「翻訳名義集」「輔教編」「山房雜録」「緇門崇行録」「往生論註」「序文義」「観  
念法門」「人天寶鑑」

「守護国界章」「秘密曼荼羅十住心論」「往生要集」「選択集」「教行信証」「十法界明因果鈔」「性靈集」「三教指  
帰」「秘藏宝鑰」「開目抄」「改邪鈔」「慕帰絵詞」「蓮如上人御一代問書」「蓮如上人御文」「玲瓏随筆」「十善法  
語」「蓮如上人九十個条」「修証義」「夢中問答」

### ○雜編

「経律論抄出」

「八十華嚴經」「観無量壽經」「妙法蓮華經」「遺教經」「四十二章經」「須頼經」「大般若經」「治意經」「堅意經」  
「治身經」「四自侵經」「新歳經」「諸徳福田經」「菩薩瓔珞本業經」「中阿含經」「平等覚經」  
「和漢諸大德撰述抄出」

「往生集」

以上の仏典を数値的に言えば総計二八四種<sup>(22)</sup>となる。ただし各編に共通する書目（引用箇所は異なるが）を除き、これ  
を三国別に表示すると、

印度撰述 一〇五部

中国撰述 三二部

で総計一七三部を数える。勿論、の中には偽経も含まれるが、これだけ多くの仏教道徳に関して述べている仏典を涉獵して収録した仏教徒の勅語衍義書は他に例を見ない。この点が自説や解釈中心の他の衍義書に比してユニークであり、その意味で、本書は『仏典にみる佛教道徳関係資料集』と言っても決して過言ではない。そして勿論、太田自身の本文も自派教義がほとんど見られない点からして、太田の場合は通仏教的立場をもって仏教と勅語の関係を説いたものであるとしてよいだろう。

(ホ) 寺田福寿「教勅語説教」

寺田福寿は東京駒込の真宗大谷派真浄寺第十五世で、本姓は石亀、嘉永六（一八五三）年三月三日、越前国足羽郡舞屋村（現在は福井市）の生れ。明治六年上京して大教院に入るが、しばらくして廃止となったため大阪や徳島の慶応義塾、かつ本山や叡山で仏学を学んだ。のち福沢諭吉の食客となり、真浄寺に入寺して寺田姓となり、仏教演説会や貴婦人法話会、真宗法話会や真宗教導会などの社会教化活動に活躍し、同二十七年五月三十日示寂した。年四十二。諡号護法院。

本書は寺田の勅語に関する説教演説を歿後一年目にまとめた遺著で四六版、本文二二一頁である。

その内容のうち、「孝」の衍義箇所では明治期一般的に仏教が強調していた「心地観経」所説の「四恩」説（国王恩・父母恩・衆生恩・三宝恩）を述べたあと、「梵網経」中、

爾時釈迦牟尼仏。初坐<sub>三</sub>菩提樹下。成<sub>三</sub>無上覺。初結<sub>三</sub>菩薩波羅堤木叉。孝<sub>三</sub>順父母師僧三宝。孝<sub>三</sub>順至道之法。孝名爲<sub>レ</sub>戒。亦名<sub>レ</sub>制止。仏即口放<sub>三</sub>無量光明<sub>一</sub>。是時百万億大衆諸菩薩。十八梵天六欲天子十六大國王。合<sub>レ</sub>掌至<sub>三</sub>心

聽<sub>三</sub>仏誦<sub>一</sub>一切仏大乘戒<sub>(23)</sub>。

とあるのに基づいて

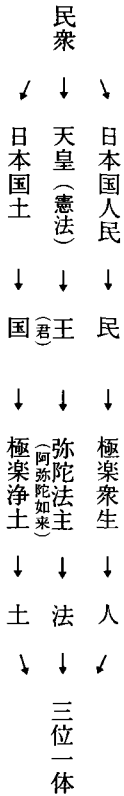
梵網經の中には戒の体は孝順心なりとありて、五戒。八戒。十戒。具足戒十重禁四十八輕戒を持つも皆これ親孝行の爲じやぞよと御意なされたことじや。然れば仏教に於て。親に孝行せねばならぬといふことはこれで訳るであらう。<sup>(24)</sup>

と述べ、孝は善として諸仏の本源である戒から生ずると把握し、「戒」即「孝」として仏教の実践倫理と世俗（勅語中の諸徳目）倫理の合致を主張する。この戒律の本質的な精神をもつて勅語の世俗倫理に比定する仕方は、前の四名の衍義書にはみられなかつたところである。

次に「国憲・国法」の衍義箇所では「人法土二」という教説を持ち出してくるが、これも同じく従前にはなかつたものである。つまり、「人」を「天皇」、「法」を「憲法・法律」、「土」を「日本国土」に各々配して、現実社会（世法・世間）に人法土（仏法）なる教説を比定して三位一体的な論法をもつて説くのである。<sup>(25)</sup>これを図示すれば左のようになる。



しかし、これは仏教と世俗倫理というより、それらを包含した、言わば国家との関係を示したと言ふべきものである。補足的に寺田の『阿弥陀経通俗講義』をみれば、さらに明確に説いている。<sup>(26)</sup>それを図示すると左のようになる。



かかる把握方法は仏教と国家の関係を全体的に、かつ歴史的にとらえた一種の仏教国益的な立場を強力に意図的に

顕示したものと見えよう。そしてこの教理的根柢の背景は、やはり「真俗二諦論」に基づいていることは否定できない。しかしながら、寺田の勅語衍義書だけに限定すれば「四恩」説、「戒」と「孝」の一致、「人法土一」などのいわゆる通仏教的な色彩しか看取できない。したがって、寺田の場合、本書に限定するかぎりにおいて通仏教的立場からであったといえるだろう。

(ハ) 土岐善静「教育通俗説教」

土岐善静は東京浅草の真宗大谷派等光寺第十二世で嘉永元（一八四八）年八月一日の生れ。慶応元（一八六五）年第二次征長の徳川家茂にしたがい藤沢の遊行寺までゆくが論されて帰った。維新後は大教院分離運動に参画し、のち仏教演説の大家の一人として活躍した。また土岐は連歌師として同派中でも特に幕府御抱の柳宮連歌の最後の宗匠であり、詩文、書画、茶道、華道等にも通じた文人であったとされる<sup>(27)</sup>。明治三十九年六月五日に示寂した。年五十九。

本書は四六版で全一七二頁。内容をみるに「樹徳」の衍義箇所では前述の太田も引用した『四十華嚴』を根柢にして

仏説誠に我帝国のさまを明記したまふ<sup>(28)</sup>

と述べ、次いで、多田もその教義的根柢とした「無量寿経」所説の「五善五悪」は儒の五常と合致するとし、さらに、「忠」の衍義箇所では「過度人道経」、存覚の「破邪顕正抄」、沢庵宗彭の「東海夜話」、慈雲の「十善法語」（不偷盜戒の箇所）、親鸞の『御消息集』などを引いて、王と民の関係を「恩」の概念を基調とする「報恩」の関係でとらえ、これが世間的道德律としての「忠」と対応し合致すると主張するのである。したがって、次の「孝」の衍義箇所では「心地観経」の「四恩」説をもって説明し、加えて存覚の「報恩記」を長文引用して真宗における「報恩」の教説をさらに強調するわけである。

また、「朋友相信」の箇所では「十善法語」の「不両口戒」や「不惡口戒」、「蓮如上人御一代聞書」を引き、「恭

俟・博愛」では、これもほぼ皆と同様に「自利・利他」に比定した上で、「博愛」については『歎異抄』の、

浄土の慈悲といふは、念仏していそぎ仏になりて、大慈大悲心をもて、おもふがごとく衆生を利益するをいふべきなり<sup>(29)</sup>

という有名な一文を引いて、有縁より無縁におよぼすことは勅語中の「衆ニ及ホ」すことと同義であると主張する。さらに「徳器成就」の衍義箇所では最勝深遠な仏教を示す千載一遇の機会であるとし、「一旦緩急」の箇所では信教自由の明示もよく注意すべきであると排耶意識を表明し、『修証義』の「愛語」の節を引いて仏教における世俗倫理遵守の姿勢を述べている。

以上、本書における引用仏典は計十二種である。そのうち、經典類が四種（その中の二種が浄土教系）、各宗派所依の典籍が八種（その中の五種が自宗派の典籍）であって、真宗所依の仏典は七種となる。土岐は仏教演説が得手であったためか、あえて意識して『華嚴経』『心地観経』等の通仏教的經典や他宗派（禪宗系）の典籍を引用したとも考えられるが土岐自身の特徴はみられず、数量的にみても自派典籍が多く、やはり中心は『無量寿経』『御消息集』『報恩記』『歎異抄』『蓮如上人御一代聞書』等を優越させた傾向であることは否定できない。これは本書の「自叙」で、

此勅語ニ、我真宗ニ諦相依合理的ノ宗教ヲ応用シ、布教ヲ試ミツ、アリシ腹案意稿<sup>(30)</sup>……

と述べていることでもあきらかである。書名は「通俗」でも、内容からみれば、やはり土岐の場合は伝統的宗乗を根拠とした立場であったとすべきであろう。

### 三 三つの類型

以上の六名の真宗僧の勅語衍義書を概観するといくつかの特徴や傾向がみられる。

まず、年令的にみれば勅語衍義書を書いた年は、本願寺派の多田が六十一歳、赤松が五十一歳、東陽が七十六歳、

大谷派の太田が二十六歳、寺田が四十一歳、土岐が五十二歳の時であった。この中で、太田は学校を出たばかりの年令なのでこれを別にすれば、本願寺派三名の中では一番若い赤松と大谷派で一番高年令の土岐とがほぼ同年令で、全体的に本願寺派の方がかなり高年令であることがわかる。したがって、学階の面でも本願寺派の三名はいずれも勸学職であるが大谷派はそうではない。この年令の格差の原因はどこにあるのか。推測するに、前述の個人の経歴を見ると本願寺派の三名はいずれも同派内において学僧としてあるいは宗教においても功成り名を挙げた、言わば学匠タイプの僧侶達である。これに対して大谷派の三名は勿論学僧ではあるが、どちらかといえば、説教演説に巧みな仏教の社会教化面で幅広く活躍した、言わば行動的事業家タイプの僧侶達である。とすれば仏教演説等による仏教普及のための社会化活動は必ずしも高年令であることを条件とするものではないので幾分若いのも当然のこととして納得される。同時に学匠タイプが高年令であるのもこれまた当然のことであろう。両派の年齢の格差はこのあたりにあるのではなからうか。勿論、これはあくまで勸語衍義書を書いた単に六名のみ限定した範囲内で言えることであって、派としての傾向では決してないことは言うまでもないところである。

次に、この六種をみると、その教義的根柢や引用仏典等が同じものもあれば、そうではなく独自の解釈をしたものもあるが、勸語に対応する立場は決して皆一律ではなかったという特徴を見出すのである。そこで、これら六種の立場を示す類型別を基本にして、それぞれが説いた教義的根柢と引用仏典を附随するかたちで整理し一括して纏めてみた。それが次頁に示す一覧表である。

各類型（一覧表を参照）についてはあくまで作業仮設ではあるが、三種類の立場の相違があったので便宜的にこれを第一・第二・第三と分類してみた。この類型別の点でみると、伝統的宗乗でもなく、通仏教的でもない、赤松連城の第三類型は非常に独特であるといえよう。

また、類型別の点で両派（一覧表を参照）をみると、これまた、六名に限定するという条件付きでみるかぎり、本



願寺派は伝統的宗乘に根拠し、大谷派は通仏教的に説いている、という傾向を見出す。これは前述の本願寺派が自派の中でも学匠タイプ中心で、大谷派は一般民衆を対象にして通俗的に仏教演説などをおこなうタイプがいた点に起因するとも考えられよう。

類型別	著者・書名	派別	教義的根拠	引用仏典
第一類型 自派教義の伝統的宗乘を根拠に仏教と勅語の関係を説く立場 (伝統的宗乘からの立場)	多田賢住 『普通勅諭演譜』 「教育勅諭演譜」 東陽円月 『勅語奉体記』	本派	真俗二諦による王法為本 滅度密益の一念滅罪論 (一)益法門)	『過度人道経』『蓮如上人御文章』 『改邪抄』
第二類型 通仏教的に仏教と勅語の関係を説く立場 (通仏教的な立場)	土岐善静 『教育通俗説教』 太田教導 『勅語と仏教』 寺田福寿 『教育勅語説教』	大谷派	真俗二諦による王法為本 五善五惡 「報恩」思想に基づく四恩 十善	『四十華嚴』『無量寿経』『心地観経』 『過度人道経』『破邪顕正抄』 『東海夜話』『御消息集』 『蓮如上人御一代聞書』 『歎異抄』 『十善法語』 『修証義』
第三類型 仏教的色彩を出さず一宗教者として仏教と勅語の関係を説く立場 (宗教一般からの立場)	赤松連城 『勅語衍義』	本派	因果心報の理 五善五惡 真俗二諦に基づく王法為本 四恩説 戒律の精神 人法上一 (宗教と徳育の關係)	『心地観経』 『父母恩重経』 『優婆塞戒経』 『梵網経』 『四十華嚴』 『無量寿経』等、資料 編に一七三種を掲載。

教義的根柢（一覽表を参照）については、真宗僧としてこれが世俗倫理との関係を説くかぎり、「真俗二諦」を基本にした「王法為本」・「仁義為先」や「五善五惡」の教義を宣説し、かつ明治期の傾向であった「四恩十善」を説くのは当然のことであり、事実皆ほぼ共通であつて取りあげて言う程でもないが、東陽円月の解義だけはその中でも異質であり、特徴的であつたと言えよう。

引用仏典（一覽表を参照）については、自派所依の仏典を軸にその他種々散見されるが、何といつても太田教尊の『勅語と仏教』にみる資料編一七三種におよぶ蒐集掲載だけは別格として注目すべきであろう。

なお勿論、世道人心の維持の面における仏教の歴史の実績、すなわち歴史的貢献度の強調、そしてこれと表裏一体の関係にある排耶意識は、文字上の表現があつてもなくても、各衍義書皆共通であつたことは言うまでもない。

勅語渙発後、四十二年を経た昭和七年、勅語衍義書に関する、言わば中心的存在であつた井上哲次郎はその晩年、往時を回顧して、当時各方面より刊行された勅語衍義書なるものについて論評している。その中で、仏教徒による勅語衍義書—実際に井上自身が読んだかどうか定かではないが—についても言及しているので、少々長いが、その一文を掲げて最後としよう。

丁度、儒教徒が儒教の立場から教育勅語を解釈するやうに、仏教徒の中には仏教の立場から教育勅語を解釈する者があつて、幾多の著書も世に発表されてゐる。仏教といふものは輸入以來千数百年を経て居るもので、余程日本化してゐるのである。そのみならず仏教々典の中に忠孝を余程よく説いたものがある。例へば『大乘心地観經』の中の『報恩品』といふ所には「四恩」が説いてあつて、その中に「国王の恩、父母の恩」といふのがある。「国王の恩」は忠に当り、「父母の恩」は孝に当る。いづれも余程克く説いてあるので、恩を説くといふ点に於いては儒教も及ばない程である。……其の他孝道は『梵網經』『觀無量壽經』を始め諸種の經文其の他の仏典例

へば契嵩の『輔教篇』の如き書に説かれてある。

而して又国家のことに關しては『金光明經』だの『仁王護国經』だの、殊に鎮護国家の經文として古來尊重せられたものがあるやうな次第で、仏教の側から教育勅語を解釈するにはなかく材料豊富である。……親鸞の仏教も矢張り余程日本化して説かれてあることは『教行信証』に拠つても明かであるが、いつたい真宗の教義中に「王法為<sub>レ</sub>本」などといふことを云ふので、如何に国家的色彩の濃厚であるかといふことも分るが、形式上から觀ても肉食妻帯をしたり、又、血統継統をしたりする点から觀れば、其の日本化の事實は蔽ふべからざるところである。……だが教育勅語は仏教ではない、仏教以上のもので、仏教を超越してゐるのであるから、仏教で解釈すれば教育勅語の精神は尽きてゐると思ふならばそれは間違ひである。然し仏教徒が仏教の側から教育勅語を解釈するといふことは何等咎むべきことではない。<sup>(31)</sup>

## おわりに

以上、仏教徒の中でも、特に真宗系の勅語衍義書（六種）の勅語へのアプローチの仕方をながめることによって、端的に言えば、仏教（出世間道）と勅語中の諸徳目（忠・孝・和・信・恭儉・博愛等）にみられる世俗倫理（世間道）との關係をみてきた。

そして、各衍義書の著述者は種々の教義や仏典の典拠を挙げて仏教の実践倫理と通俗倫理の合致、換言すれば勅語との一致を力説するが、煎じ詰めると、この問題は、宗教と道德の關係、のことであり、さらに言えば、宗教と国家に關する問題にも帰着する。したがって、中には我田引水的な側面や、牽強附会的な要素も存し、その点が仏教の主体性を欠落して国家に追隨したと評価される所以となつてゐることも確かである。

一方、維新以來の仏教の低迷を挽回しようとする折に「教育と宗教の衝突論争」という直接的な引き金が加わつた

当時の思想・宗教界の状況をふまえると、これを機に能動的に勅語を受け入れ、積極的に日本化した仏教を証明して仏教を発展させてゆこうとする立場があつたことも、たとえそれが一部のものではあつても否定できないわけである。つまり、この仏教徒による勅語衍義書を一種の苦慮の産物であつたとみるか、逆に「日本」仏教の積極的展開の一軌跡であつたとみるか、は極論的に言えば、仏教徒はあくまで仏教徒である、という立場と、日本人としての仏教徒、あるいは仏教徒である前に日本人である、とする立場の相違でもあり、それぞれの立場で見方は分かれ、評価も異なる。要するに問題は、仏教道徳を通俗道徳の枠内で説くその内容にあるのではなく、説く際の仏教徒としての主体的立場や意識が時代的制約の如何を問わず、果して妥当であつたか、否か、という点にあり、その点が問われなくてはならないのである。

その意味で、各衍義書の検討の結果、同じ真宗僧とはいっても実際には皆一律の立場や論調ではなく、伝統的宗乘に拠る者、あるいは通仏教的に説く者、はた又、それらを捨象して一宗教者としての立場に立脚する者、という三類型があつたことは一つの目安となるであろう。

今後、仏教以外の宗教界・思想界からの勅語衍義書の詳細な検討も必要であろうが、少なくとも真宗系、そして仏教に関するかぎり、三つのバリエーションがあり、その三つのバリエーションがあること自体、当時の仏教界の状況を、実は暗示するものであつたと言えるのではないだろうか。

#### 註

- (1) 『海後宗臣著作集』第六卷(昭和五六年)に「教育勅語の衍義」という一文があり、山本哲生「教育勅語衍義書の教育的考察―明治二〇年代の場合―」(『日本大学精神文化・教育制度研究所紀要』第六集所収 昭和四九年)があるが、最近では長江弘晃「教育勅語衍義書の一考察(1)―西洋人名記載書を中心として―」(『日本大学教育制度研究所紀要』第二十集所収 平成元年)、同氏「同(2)」(『同紀要』第二十一集所収 平成二年)があり、勅語衍義書の書名、執筆

者、内容等における西洋人名の、人数・国別・徳目別数値などについて、統計学的手法を用いて分析を加えた従来とはまったく視点や方法論を異にした研究が発表されている。

- (2) 『教育勅語関係資料』(古田紹欽編 日本大学精神文化・教育制度研究所発行 創文社制作) 第十一集(昭和五八年)末尾の「総目次」に収録全書目名一六八種が記載されているが、その中に「勅語歌」が二種入っている。よってこれを省き一六六種とした。

- (3) 『井上毅伝』史料編第二(井上毅伝記編纂委員会編 国学院大学図書館発行 昭和四三年) 一三二頁―一三三頁。

- (4) 同右、二二三頁。

- (5) 『明治宗教学集(一)』(『明治文学全集』八七 筑摩書房 昭和五二年) 三八四頁。

- (6) 多田賢住と赤松連城の勅語衍義書については「多田賢住の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三四卷一号所収昭和六〇年)および「明治仏教と教育勅語(1)―仏教系の勅語衍義書を材料にして―」(『大倉山論集』第二〇輯所収 昭和六一年)である。

東陽円月の勅語衍義書については「東陽円月の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三六卷一号所収 昭和六二年)および「明治仏教と教育勅語(II)―真宗僧東陽円月の場合―」(『大倉山論集』第二二輯所収 昭和六二年)である。

太田教尊の勅語衍義書については「太田教尊の勅語衍義書をめぐって」(『宗教研究』第六一巻四輯所収 昭和六三年)および「明治仏教と教育勅語(III)―真宗僧太田教尊の衍義書の場合―」(『大倉山論集』第二四輯所収 昭和六三年)である。

寺田福寿の勅語衍義書については「寺田福寿の勅語衍義書をめぐって」(『宗教研究』第六二巻四輯所収 平成元年)および「明治仏教と教育勅語(IV)―真宗僧寺田福寿の衍義書の場合―」(『大倉山論集』第二六輯所収 平成元年)である。

土岐善静の勅語衍義書については「土岐善静の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三八巻一号所収 平成元年)である。

右記の論文中で、個々の衍義書の内容分析および著述者についても検討したので参照されたい。

- (7) 本書および他の五名の勅語衍義書はすべて前掲の「教育勅語関係資料」第一集―第十一集（明治期のもの）に翻刻収録しているが、以後引用に際しては原文の体裁を尊重してその台本となった原本の頁数で表示する。なお、原文中にルビがある場合はすべて省略した。

多田賢住著「普通勅諭演讀」（龍谷大学図書館所蔵） 二五頁―二六頁。

- (8) 同右、二八頁。

- (9) 同右。

- (10) 赤松連城著「勅語衍義」（日本大学教育制度研究所所蔵） 二七頁。

- (11) 同右、二五頁。

- (12) 同右、二四頁。

- (13) 真宗教学の一論題であるが、東陽円月の解義の詳細については、拙稿「明治仏教と教育勅語(II)―真宗僧東陽円月の場合―」（『大倉山論集』第二輯所収 昭和六二年）中、「一念滅罪と教育勅語」（二一九頁―二二八頁）の項で、質疑応答による異安心判定の調査記録として「東陽円月調査記事」「東陽円月調査筆記」等の写本を掲げたので参照されたい。

- (14) 東陽円月著「勅語奉体記」（日本大学教育制度研究所所蔵） 六頁。

- (15) 同右。

- (16) 同右、六頁―七頁。

- (17) 東陽円月著「二諦妙旨談」続編（松岡信忠発行 明治三三年） 四一頁。

- (18) 「大正蔵」第一〇卷 七二二頁中―七二三頁上。

- (19) 太田教導著「勅語と仏教」（国立国会図書館所蔵の改装本） 一七頁。

- (20) 「大正蔵」第二二卷 一〇〇七頁上。

- (21) 同右、第八四卷 二〇八頁上。

- (22) 『勅語と仏教』 六二頁―三八五頁。
- (23) 『大正蔵』第二四卷 一〇〇四頁上。
- (24) 寺田福寿著『勅語通俗説教』(日本大学教育制度研究所蔵) 五七頁。
- (25) 同右、九三頁―九四頁。
- (26) 寺田福寿述(遺稿)『阿弥陀經通俗講義』(境野哲筆記 哲学書院發行 明治二七年) 六七頁―六九頁。
- (27) 小笠原義雄『淺草本願寺史』(淺草本願寺發行 昭和一四年) 二二三頁―二二三頁。
- (28) 土岐善静著『勅語通俗説教』(日本大学教育制度研究所蔵) 一一頁。
- (29) 『眞宗聖教全書』二(昭和五九年再版) 七七五頁。
- (30) 『勅語通俗説教』自叙の三頁。
- (31) これは「維新後の思潮概況」と題して雑誌「教育研究」(東京高等師範学校附属小学校内初等教育研究会發行)の第三七九号(昭和六年十一月)から第三八八号(同七年六月)にかけて、五回にわたって連載したものであるが、当該箇所は連載三回目の第三八四号(同七年三月)一一頁―一二頁である。